

○大阪府立門真スポーツセンター条例

平成八年三月二十九日

大阪府条例第八号

改正 平成九年三月二八日条例第三六号

平成一二年三月三一日条例第一一五号

平成一七年三月二九日条例第七三号

平成一八年三月二八日条例第五六号

平成二一年三月二七日条例第四五号

平成二一年五月二九日条例第七一号

平成二三年三月二二日条例第九号

平成二四年八月六日条例第一〇一号

平成二四年十一月一日条例第一二九号

平成二六年三月二七日条例第一〇五号

平成二六年一〇月三一日条例第一七一号

大阪府立門真スポーツセンター条例をここに公布する。

大阪府立門真スポーツセンター条例

(設置)

第一条 体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場を提供するため、大阪府立門真スポーツセンター（以下「センター」という。）を門真市三ツ島三丁目に設置する。

(平二四条例一〇一・一部改正)

(利用の承認)

第二条 センター（共用利用に係るプール、アイススケート場、トレーニングルーム及び健康体力相談室並びに駐車場を除く。）を利用しようとするものは、あらかじめ大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定により利用の承認を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を承認しないものとする。

一 センターの利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

二 前号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(平二三条例九・追加)

(利用の承認の取消し等)

第三条 委員会は、前条第一項の規定により利用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 センターの利用の申込みに偽りがあったとき。

二 他の利用者に危害を加え、若しくは不快の念を起ささせ、又はそのおそれがあるとき。

三 センターの建物、設備又は樹木を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。

四 センターの利用が暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。

五 この条例若しくはこの条例に基づく大阪府教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）の規定又は利用の承認に係る条件に違反したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(平二三条例九・追加)

(指定管理者による管理)

第四条 委員会は、法人その他の団体であって委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 スポーツ及びレクリエーションの指導に関する業務
 - 二 競技団体その他のスポーツに関する団体との連絡調整に関する業務
 - 三 センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
 - 四 センターの維持及び補修に関する業務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務
- 2 前二条の規定は、前項の規定により指定管理者に同項各号に掲げる業務を行わせる場合について準用する。この場合において、第二条第一項中「大阪府教育委員会（以下「委員会」という。））」とあるのは「第四条第一項の指定管理者（以下「指定管理者」という。））」と、同条第二項及び前条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（平一七条例七三・全改、平二一条例七一・一部改正、平二三条例九・旧第二条繰下・一部改正）

（指定管理者の公募）

第五条 委員会は、第七条第一項の規定による指定をしようとするときは、委員会規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平一七条例七三・追加、平二一条例七一・旧第四条繰上・一部改正、平二三条例九・旧第三条繰下・一部改正、平二四条例一二九・一部改正）

（指定管理者の指定の申請）

第六条 次条第一項の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、委員会規則で定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

（平二一条例七一・追加、平二三条例九・旧第四条繰下、平二四条例一二九・一部改正）

（指定管理者の指定）

第七条 委員会は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第四条第一項各号に掲げる業務を最も適正かつ確実にを行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 センターの平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。
- 二 センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
- 三 第四条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実にを行うことができることを判断するために必要なものとして委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、大阪府立体育会館等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（平一七条例七三・追加、平二一条例七一・一部改正、平二三条例九・旧第五条繰下・一部改正、平二四条例一二九・一部改正）

（指定管理者の指定の公示等）

第八条 委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、委員会にその旨を届け出なければならない。

3 委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（平一七条例七三・追加、平二一条例七一・旧第七条繰上、平二三条例九・旧第六条繰下、平二四条例一二九・一部改正）

（指定管理者の業務の実施状況等の評価）

第九条 委員会は、指定管理者が行う第四条第一項の業務の実施状況等に関する評価を行わなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 委員会は、前項の規定により評価を行うときは、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平二四条例一二九・追加)

(指定管理者の指定の取消し等)

第十条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 管理の業務又は経理の状況に関する委員会の指示に従わないとき。

二 第七条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理の継続をすることが適当でないとき。

2 委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(平一七条例七三・追加、平二一条例七一・旧第八条繰上、平二三条例九・旧第七条繰下・一部改正、平二四条例一二九・旧第九条繰下・一部改正)

(利用料金)

第十一条 指定管理者は、センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を自らの収入として収受することができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者が収受する場合においては、センターを利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 前項の承認があったときは、その旨を公示するものとする。

5 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 別に定める基準に従い、指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平一二条例一一五・追加、平一七条例七三・旧第三条繰下・一部改正、平二一条例七一・旧第九条繰上、平二三条例九・旧第八条繰下、平二四条例一二九・旧第十条繰下)

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、委員会が定める。

(平一二条例一一五・旧第六条繰上、平一七条例七三・旧第四条繰下・一部改正、平二一条例七一・旧第十条繰上、平二三条例九・旧第九条繰下、平二四条例一二九・旧第十一条繰下)

附 則

この条例は、平成八年六月二十日から施行する。

附 則 (平成九年条例第三六号)

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた大阪府立門真スポーツセンターの利用の承認に係る使用料の額については、改正後の大阪府立門真スポーツセンター条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年条例第一一五号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に承認を受けた大阪府立少年自然の家、大阪府立漕艇センター、大阪府立体育会館又は大阪府立門真スポーツセンターのこの条例の施行の日以後の利用については、第一条の規定による改正前の大阪府立少年自然の家条例第四条から第六条まで及び別表の規定、第二条の規定による改正前の大阪府立漕艇センター条例第二条から第四条まで及び別表の規定、第三条の規定による改正前の大阪府立体育会館条例第二条から第四条まで及び別表の規定又は第四条の規定による改正前の大阪府立門真スポーツセンター条例第二条から第四条まで及び別表の規定は、なおその効力を有するものとし、第一条の規定

による改正後の大阪府立少年自然の家条例第五条及び別表の規定、第二条の規定による改正後の大阪府立漕艇センター条例第三条及び別表の規定、第三条の規定による改正後の大阪府立体育会館条例第三条及び別表の規定又は第四条の規定による改正後の大阪府立門真スポーツセンター条例第三条及び別表の規定は、適用しない。

附 則（平成一七年条例第七三号）

（施行期日）

- この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の大阪府立門真スポーツセンター条例（以下「新条例」という。）第六条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第三条から第六条まで及び第七条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成一八年条例第五六号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第四五号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年条例第七一号）

（施行期日）

- この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 改正後の大阪府立門真スポーツセンター条例（以下「新条例」という。）第五条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第三条から第五条まで及び第六条第一項の規定の例により行うことができる。

附 則（平成二三年条例第九号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一〇一号）

この条例は、平成二十四年十一月三日から施行する。

附 則（平成二四年条例第一二九号）抄

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一〇五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一七一号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表（第十一条関係）

（平一二条例一一五・全改、平一七条例七三・平一八条例五六・平二一条例四五・平二一条例七一・平二三条例九・平二四条例一二九・平二六条例一〇五・平二六条例一七一・一部改正）

一 施設専用利用料金

区分			単位	通常の種類	休日等の種類		
メ イ ン フ ロ ア	アマチュアス ポーツに利用 する場合	利用者が入場 料を徴収しな い場合	一日	円	通常の種類に一・ 二を乗じて得た額		
		生徒等が利用する場合				七三、九〇〇	
		その他の場合				一一〇、九〇〇	
	利用者が入場料 を徴収する場合	四四四、三〇〇					
	その他の場合	利用者が入場 料を徴収しな い場合				営利及び宣伝を目的とし ない場合	八八八、二〇〇
		その他の場合				一、三三二、八〇〇	
利用者が入場料 を徴収する場合		一、六〇三、九〇〇					

サブプール	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	三九、二〇〇
			その他の場合	五九、二〇〇
		利用者が入場料を徴収する場合	二三六、九〇〇	
	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合	五九二、三〇〇
その他の場合			八二九、一〇〇	
利用者が入場料を徴収する場合		九四七、五〇〇		
メインプール（競泳）	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	一三二、一〇〇
			その他の場合	一九八、〇〇〇
		利用者が入場料を徴収する場合	四九五、六〇〇	
	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合	六六〇、七〇〇
その他の場合			九九一、二〇〇	
利用者が入場料を徴収する場合		二、四七八、二〇〇		
メインプール（飛込）	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	五二、八〇〇
			その他の場合	七九、二〇〇
		利用者が入場料を徴収する場合	一九八、〇〇〇	
	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合	二六四、三〇〇
その他の場合			三九六、三〇〇	
利用者が入場料を徴収する場合		九九一、二〇〇		
サブプール	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	一〇五、六〇〇
			その他の場合	一五八、四〇〇
		利用者が入場料を徴収する場合	三九六、三〇〇	
	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合	五二八、七〇〇
その他の場合			七九二、九〇〇	
利用者が入場料を徴収する場合		一、九八二、四〇〇		
アイススケート場（メ）	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	一六五、二〇〇
			その他の場合	二四七、九〇〇
		利用者が入場料を徴収する場合	六二〇、二〇〇	
	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合	八二六、九〇〇
その他の場合			一、二四〇、三〇〇	
利用者が入場料を徴収する場合		三、一〇一、一〇〇		

イン)							
アイススケート場(サブ)	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	四九、五〇〇			
			その他の場合	七四、五〇〇			
		利用者が入場料を徴収する場合		一八六、〇〇〇			
	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合	二四七、九〇〇			
その他の場合			三七二、二〇〇				
利用者が入場料を徴収する場合		九三〇、二〇〇					
トレーニングルーム	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	四三、二〇〇			
			その他の場合	六四、八〇〇			
		利用者が入場料を徴収する場合		一六二、三〇〇			
	その他の場合	利用者が入場料を徴収しない場合	営利及び宣伝を目的としない場合	二一六、八〇〇			
その他の場合			三二五、〇〇〇				
利用者が入場料を徴収する場合		八一二、七〇〇					
区分		単位	通常の金額	休日等の金額	冷暖房料		
メインアリーナ観客席	アマチュアスポーツに利用する場合		一日	円	通常の金額に一・二を乗じて得た額		
	その他の場合						二三二、二〇〇
サブアリーナ観客席	アマチュアスポーツに利用する場合						四六四、三〇〇
	その他の場合						三一、三〇〇
多目的ホール	A	アマチュアスポーツに利用する場合					六二、六〇〇
		その他の場合					一八、九〇〇
	B	アマチュアスポーツに利用する場合					五七、〇〇〇
		その他の場合					一七、二〇〇
	C	アマチュアスポーツに利用する場合					五二、五〇〇
		その他の場合					二〇、三〇〇
大会議室	A						二〇、八〇〇
	B						一八、八〇〇
	C		一三、四〇〇				
中会議室	A		一四、二〇〇				
	B		七、七〇〇				
貴賓室			八一、一〇〇				
					通常の金額に〇・二を乗じて得た額		

トランポリン室		六、二〇〇	
---------	--	-------	--

備考

- 1 「生徒等」とは、四歳以上の幼児並びに小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者並びに高等専門学校の学生をいう。
- 2 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。
- 3 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の一時間当たりの金額は、休日等の金額を通常の開館時間の時間数から二を減じて得た数で除して得た金額とする。

二 施設共用利用料金

区分	単位		金額
プール	大人	一人一回	円 八三〇
	小人		四二〇
アイススケート場	大人		一、六〇〇
	小人		九三〇
	観覧する場合		一四〇
トレーニングルーム	大人		七二〇
健康体力相談室	大人	二、四〇〇	

備考 「小人」とは、四歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。

三 附帯設備等利用料金

区分		単位	金額
体操器具	男子全種目	一式一日	円 三七、〇〇〇
	女子全種目		二四、七〇〇
	新体操用床マット		一二、四〇〇
	トランポリン（競技用）		六、一〇〇
	トランポリン（練習用）		三、一〇〇
	跳び箱		一、四〇〇
	ロングマット		一枚一日
	ショートマット		二三〇
バスケットボール用具（ボールを除く。）		一式一日	三、〇〇〇
バレーボール用具（ボールを除く。）			一、八〇〇
ハンドボール用具（ボールを除く。）			三、〇〇〇
テニス用具（ラケット及びボールを除く。）			一、八〇〇
卓球用具（ラケット及びボールを除く。）			六二〇
バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）			六二〇
ウエイトリフティング用具			一二、四〇〇
レスリング用具			六、一〇〇
ボクシング用具			二四、七〇〇
スケート靴			一足一日
アイスホッケー用具（パックを除く。）		一式一日	三、二〇〇
ショートトラック用具			三、二〇〇
フェンシング用具			一二、四〇〇
競泳用具			三、二〇〇
水泳用具			七、四〇〇

飛込用具			三、二〇〇
移動用ジャグジーバス	一台一日		四、六〇〇
ニューススポーツ用具（一種目）	一式一日		六二〇
柔道畳	一畳一日		一二〇
バレーボール用コートマット	一面一日		二六、四〇〇
バドミントン用コートマット			二、五〇〇
テニス用コートマット			一五、三〇〇
綱引き用コートマット			三、九〇〇
防球ネット	一台一日		一二〇
ストップウォッチ	一個一日		五五〇
ストップウォッチプリンター			六三〇
舞台設備	仮設ステージ	一式一日	六一、八〇〇
	演台・花台		二、五〇〇
	バトン	一本一日	一、三〇〇
放送設備	メインアリーナ	一式一日	一二、四〇〇
	サブアリーナ		七、二〇〇
	サブプール		七、二〇〇
	マイクロホン	一台一日	一、四〇〇
テレビジョン又はラジオの中継設備	一式一日		一二三、四〇〇
照明設備	メインアリーナ	一時間	四、九〇〇
	サブアリーナ		二、五〇〇
	サブプール		二、五〇〇
電光得点表示盤	一台一日		六、一〇〇
大型映像装置	一式一日		一二三、四〇〇
ビデオプロジェクター			二四、七〇〇
冷暖房	メインアリーナ	一時間	三七、〇〇〇
	サブアリーナ		一二、四〇〇
フロアシート	一枚一日		六二〇
長机	一脚一日		二四〇
補助椅子			一二〇
持込電気器具用電源	一キロワット一時間		一二〇
土地	一平方メートル一日		二六〇
床			四一〇
壁			四一〇

四 駐車場利用料金

区分		単位	金額
駐車場	大型車	一時間	円 一、九〇〇
	その他のもの		三八〇

備考 「大型車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三条に規定する普通自動車のうち乗車定員十一人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。